

令和3年2月招集

定例会会議録

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

令和3年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者の職指名	3
職務のため出席した者の職指名	3
開講及び開議	4
議長の報告	4
議事日程の決定	5
日程第1 議席の指定	5
日程第2 会期の決定	6
日程第3 会議録署名議員の指名	6
管理者挨拶	6
日程第4 副管理者の選挙	7
日程第5 議案上程	8
日程第6 提案理由の説明	9
日程第7 議案審議	11
管理者挨拶	24
閉会	25
署名議員	26

君津郡市広域市町村圏事務組合告示第 1 号

令和 3 年 2 月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の招集について
令和 3 年 2 月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 1 月 1 2 日

君津郡市広域市町村圏事務組合管理者 渡 辺 芳 邦

記

- 1 開催日 令和 3 年 2 月 5 日 (金) 午後 2 時
- 2 場 所 君津市久保 2 丁目 1 3 番 1 号
君津市役所 9 階議会全員協議会室

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	田中	幸子	君	2番	近藤	忍	君
3番	大村	富良	君	4番	石井	宏子	君
5番	鵜田	剛	君	6番	三浦	章	君
7番	小泉	義行	君	8番	渡辺	務	君
9番	平野	英男	君	10番	粕谷	智浩	君
11番	佐藤	麗子	君	12番	笹生	猛	君

不応招議員（なし）

出席議員 12名

1番	田中幸子君	2番	近藤忍君
3番	大村富良君	4番	石井宏子君
5番	鵜田剛君	6番	三浦章君
7番	小泉義行君	8番	渡辺務君
9番	平野英男君	10番	粕谷智浩君
11番	佐藤麗子君	12番	笹生猛君

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

管理者	渡辺芳邦君	副管理者	高橋恭市君
監査委員	鵜田源一君	会計管理者	鈴木美代子君
事務局長	高岡禎暢君	総務課長	落合健一君
企画財政課長 会計課長	庄司博君		

職務のため出席した者の職氏名

書記長	館林喜昭	書記	芦田敏宏
書記	友野千明		

○議長(鴫田剛君) 本日は、たいへんお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。
ございます。

令和3年1月18日付けの説明員の出席要求について報告がありました、児童発達支援センター 小泉等所長においては、本日発熱のため欠席していることをご報告いたします。

ここで、新たな組合議会議員を紹介いたします。昨年、10月6日付けで、富津市長に就任されました、高橋恭市君をご紹介します。

○(高橋恭市君) 富津市長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(鴫田剛君) 次に、昨年、11月12日付けで、袖ヶ浦市議会議長とられました、佐藤麗子君を紹介いたします。

○(佐藤麗子君) 袖ヶ浦市議会議長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(鴫田剛君) 同じく、昨年、11月12日付けで袖ヶ浦市議会より当組合議員に選出されました、笹生 猛君を紹介いたします。

○(笹生猛君) 笹生でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(鴫田剛君) 以上で、紹介を終わります。

◎開会及び開議 午後2時3分

○議長(鴫田剛君) ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

◎議長の報告

○議長(鴫田剛君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第121条の規定により、議長の出席要求に対する出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に監査委員から、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第199条第9項の規定により令和2年度定期監査報告書等の提出があり、お手元に配布してあり

ます。以上で、諸般の報告を終わります。

次に管理者より、令和3年1月12日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。なお、議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎議事日程の決定

○議長(鴫田剛君) 次に、本日の日程につきましては、会議規則第19条の規定により印刷配布してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

(参 照)

議 事 日 程	令和3年2月5日 午後2時00分 開会
日程第1	議席の指定
日程第2	会期の決定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	副管理者の選挙
日程第5	議案上程
日程第6	提案理由の説明
日程第7	議案審議(議案第1号ないし議案第10号)

◎日程第1 議席の指定

○議長(鴫田剛君) 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条の規定により、高橋恭市君を7番に、佐藤麗子君を11番に、笹生猛君を12番に指定いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(鴫田剛君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(鴫田剛君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、2番近藤忍君、12番笹生猛君を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長(鴫田剛君) ここで管理者から、招集のあいさつがあります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、令和3年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今回の定例会に提案いたします案件は、お手元の議案目録のとおり10議案となります。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げることといたしますが、十分にご審議をいただき、全議案とも原案どおり可決賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(鴫田剛君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎日程第4 副管理者の選挙

○議長(鴫田剛君) 日程第4、副管理者の選挙を行います。現在、副管理者が空席となっておりますので選挙を行うものであります。組合規約第8条第2項の規定により、副管理者は、組合議会において関係市長の内から、これを選挙することとされております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたします。どなたか副管理者の指名をお願いいたします。

石井宏子君。

○4番(石井宏子君) 副管理者につきましては、富津市の高橋市長が当組合の副管理者として最適者でございます。よって、富津市の高橋市長を副管理者に推薦いたします。

○議長(鴫田剛君) ただいま、石井宏子君より、高橋恭市君を副管理者に推薦する発言がありましたが、他に指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 他に指名がないようですので、お諮りいたします。

ただいま指名のありました高橋恭市君を、副管理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) ご異議ないものと認めます。よって、高橋恭市君が副管理者に当選されました。会議規則第30条第2項の規定により高橋恭市君に当選を告知いたします。高橋恭市君は、ただちに副管理者の席にお着き願います。

(高橋恭市君 副管理者席に着席)

○議長(鴫田剛君) ここで、当選されました高橋恭市君に承諾のあいさつをお願いいたします。

高橋恭市君。

○副管理者(高橋恭市君) 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、皆様方のご推挙賜りまして、君津郡市広域市町村圏事務組合副管理者に当選させていただき、心から感謝申し上げます。

副管理者として渡辺管理者のもと、本圏域の更なる発展のため誠心誠意努めてまいります。どうか皆様方には、今後ともご支援賜りますよう心よりお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(鴫田剛君) 以上で、副管理者の承諾のあいさつは終わりました。

なお、副管理者に高橋恭市富津市長が当選されましたので、組合規約第6条第2項の規定により、富津市の小泉義行副市長が組合議員に就任いたします。議席につきましては、空席となっております7番を指定いたします。小泉義行君は入場してください。

(小泉義行君 入場)

○議長(鴫田剛君) それでは、小泉義行君よりあいさつをお願いいたします。

○7番(小泉義行君) 富津市副市長の小泉でございます。よろしくお願いいたします。

◎日程第5 議案上程

○議長(鴫田剛君) 日程第5、議案上程を行います。

送付されました議案第1号ないし議案第10号を一括上程いたします。なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますのでご了承願います。

(参 照)

君広総第711号

令和3年1月12日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

議 長 鴫 田 剛 様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡 辺 芳 邦

令和3年2月組合議会定例会に係る議案の送付について

令和3年2月5日開会の組合議会定例会に係る下記の議案を送付いたします。

記

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

議案第4号 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）

議案第5号 令和3年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

議案第6号 養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

◎日程第6 提案理由の説明

○議長(鴫田剛君) 次に、日程第6、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日、ご提案をいたしました案件は、議案第1号 から 第10号までの10議案でございます。

以下、その案件につきまして、順次、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、千葉県から要請があり、地域住民の新型コロナウイルス感染症に係る検体の採取を令和2年8月20日から行うため、地域外来・検査センターを夜間急病診療所の分院として設置することに伴い、関係条文の整備をする必要が生じ急施を要したため、令和2年8月14日に「君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例」の一部を改正する条例を専決処分したので報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地域外来・検査センターの開設については、圏域住民の健康を最優先とし、早急に開設することと

なり予備費充用により実施してきたが、経費の見込みが立てられるようになり予算措置を講ずる必要が生じ急施を要したため、令和2年10月5日に令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第2号を専決処分したので報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、令和2年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、令和2年12月1日からの本組合の一般職等の職員の期末手当の支給率を改定することに伴い、関係条例の整備をする必要が生じ急施を要したため、令和2年11月30日に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分したので報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ225万9千円を追加し、補正後の予算総額を、それぞれ10億7千557万6千円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 令和3年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億5千157万9千円に定めようとするものでございます。前年度の当初予算と比較いたしますと、1億5千419万2千円の減額、率では、15.3%の減となっております。

次に、議案第6号 養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、天羽養護老人ホームを廃止することに伴い、関係条例の整理をしようとするものでございます。

次に、議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和2年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、令和3年度以降の本組合の一般職の職員、任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の赴任に伴い支給される旅費について、支給の対象となる職員の範囲を明確にするため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第9号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてでございますが、君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員 鵜田源一氏が令和3年2月16日をもって任期満了となるため、同氏を再度選任しようとするものでございます。

最後に、議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてでございますが、君津郡市広域市町村圏事務組合議会選出の監査委員が欠けていることから、佐藤麗子氏を選任しようとするものでございます。

なお、細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ、原案どおり、承認、可決、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく、お願いいたします。それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

◎日程第7 議案審議

○議長(鴫田剛君) 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、日程第7議案審議を行います。初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本議案は、先ほど管理者から提案理由の説明でございましたとおり、地域外来・検査センターを君津郡市夜間急病診療所の分院として設置するため、君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。改正の内容でございますが、第2条の改正は、同条に第2項を追加し、新型コロナウイルス感染症に係る検体採取をするため、君津郡市夜間急病診療所に分院を設置することについて、規定し、第3条の改正は、名称及び位置に分院を加えることについて、規定し、第4条の改正は、同条に第2項を追加し、分院の業務について、規定し、第5条の改正は、同条に第3項を追加し、分院の開設日、開設時間を規則で定めることについて、規定し、第8条及び第9条の改正は、分院の設置に伴う文言の整理をしたものでございます。

この条例は、公布の日を施行日とするものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の1ページから2ページに記載しております。

補足説明は、以上でございます。

○議長(鴫田剛君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(鴫田剛君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。討論もございませんので、採決を行います。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

議案書の3ページ及び、4ページをご覧ください。

本議案は、先ほど管理者から提案理由の説明でございましたとおり、君津郡市夜間急病診療所の分院に係る経費の見込が立ったことから令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

別冊の令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書一般会計補正予算(第2号)の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に294万6千円を追加し、総額を10億7千331万7千円にしたものでございます。次に、6ページをご覧ください。歳入でございますが、3款県支出金1項県委託金2目地域外来・検査センター県委託金の294万6千円

の増額は、地域外来・検査センターの運営に係る県からの委託金でございます。次に、7ページをご覧ください。歳出でございますが、4款衛生費1項保健衛生費4目地域外来・検査センター事業費の294万6千円の増額は、検体を採取する医師及び看護師等に係る君津木更津医師会への委託料及び防護服やフェイスシールドなどの消耗品の費用などでございます。

補足説明は、以上でございます。

○議長(鴫田剛君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(鴫田剛君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第3号 専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。本議案は、先ほど管理者から提案理由の説明でございましたとおり、令和2年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給率を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

議案書の6ページをご覧ください。この条例は、改正理由が同じことから関連する3本の条例を一部改正したものでございます。

改正の内容でございますが、第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正で、第17条第2項に規定する一般職の職員の期末手当の支給率を100分の130から100

分の125に引き下げ、併せて同条第3項に規定する再任用職員に対する読み替え規定の100分の130を100分の125に改めたものでございます。

次に、第2条は、君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第7条第2項に規定する読み替え規定の100分の130を100分の125に改め、特定任期付職員の期末手当の支給率を100分の170から100分の165に引き下げたものでございます。

次に、第3条は、君津郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第13条に規定するフルタイム会計年度任用職員は、令和2年度での支給率の改定を見送ったことから、支給率の変更が生じないように同条の後段に読み替え規定を加えたものでございます。

また、第22条に規定するパートタイム会計年度任用職員の期末手当についても支給率の変更が生じないように読み替え規定を加えたものでございます。

議案書の7ページをご覧ください。この条例は、令和2年12月1日を施行日とするものでございます。なお、新旧対照表につきましては、議案参考資料の3ページから5ページに記載しております。補足説明は、以上でございます。

○議長(鴫田剛君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(鴫田剛君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(鴫田剛君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第4号 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)の補足説明を申し上げます。

別冊の令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書一般会計補正予算（第3号）の1ページをご覧ください。

第1条は、管理者の提案理由の説明のとおり歳入歳出予算の総額に、225万9千円を追加しようとするものでございます。

第2条は、繰越明許費の設定でございます。

4ページをご覧ください。3款民生費3項老人福祉費の養護老人ホーム解体工事事業789万8千円は、解体工事に係る設計業務委託の令和2年度内の事業完了が困難なことから、当該予算を繰越明許費として、翌年度に繰り越して、使用しようとするものでございます。

次に、戻っていただきまして2ページをご覧ください。歳入の主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金1項負担金1千453万1千円の増額は、養護老人ホームの入所者の増加に伴う養護老人ホーム措置費負担金の増額、及び児童発達支援センターに係る、過年度の児童発達支援給付費の額が確定したことによる給付費負担金の増額でございます。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料1千519万7千円の減額は、夜間急病診療所の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響等により当初見込みより50%ほど、減少したことによる減額などでございます。

次に、3款県支出金1項県委託金275万6千円の増額は、県の委託を受け、昨年8月から開設した地域外来・検査センターの開設期間を、当初予定していた昨年12月から本年3月まで延長したこと、当該、事務従事者に係る人件費分を計上したことなどによる増額でございます。

次に、5款諸収入1項組合預金利子2千円の増額は、現金の保管にあたり、より利率の高いインターネット銀行の定期預金を利用したことによる増額でございます。

次に、同じく、5款2項雑入16万7千円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響で、職員共同研修の一部を中止としたことに伴う職員研修参加者負担金の減、及び保育士の会計年度任用職員の一部を雇用できなかったことに伴う児童福祉施設給食費負担金の減、などがある一方広告掲載料や夜間急病診療所における、マイナンバーカードの利用環境の整備に係る医療提供体制施設整備交付金の増による増額でございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出の主なものについてご説明いたします。1款議会費1項議会費4万円の減額は、袖ヶ浦市議会議員選挙に伴う、議会選出の組合議員の

退任から選出されるまでの間の議員報酬の減額、及び人事院勧告等に伴う一般職人件費の減額でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費443万5千円の減額は、人事院勧告等に伴う一般職人件費の減、ネットワーク機器の入れ替えの時期を変更したことによるネットワーク整備事業費の減及び複合機の入替えに係る導入金額が下がったことによる総務一般管理費の減額などでございます。

同じく、2款2項監査委員費4万円の減額は、議選監査委員の退任により、議選監査委員が不在となった期間の監査委員報酬の減額でございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費8万1千円の増額は、職員に係る標準月額報酬の区分の変更により、改定となった共済組合の掛け金の増額が、人事院勧告等に伴う、一般職人件費の減額を上回ったことによる増額でございます。

同じく、3款2項児童福祉費231万6千円の減額は、児童発達支援センターの嘱託医1名の退任による特別職人件費の減、及び人事院勧告等による一般職人件費の減、浄化槽の定期点検の際、点検業者から浄化槽のばっ気ブローの劣化に対する指摘があり、早急に、ばっ気ブローの更新工事を行うための増額、保育士の会計年度任用職員の一部を任用できなかったことなどによる会計年度任用職員の人件費の減などによる減額でございます。

同じく、3款3項老人福祉費889万円の増額は、今年度末をもって、天羽養護老人ホームの設置及び管理に関する事務が、規約事務から除かれることに伴い当該施設用地を、富津市に返却するため、建物の解体工事に係る設計業務委託に要する費用の増額、天羽養護老人ホームの入居者を引き継ぐ社会福祉法人あたご会が建設中の養護老人ホームの建設費が増加したことによる施設整備補助金の増額などでございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費219万1千円の増額は、県の委託を受け、昨年8月から開設した地域外来・検査センターについて、当初、昨年12月までを開設期間としておりましたが新型コロナウイルス感染症が収まらないことから県の要請により今年度末まで開設期間を延長したことによる増額などでございます。

次に、5款予備費1項予備費207万2千円の減額は、歳入補正額の不足分を調整するため、歳入補正額から歳出補正額を差し引いた額の減額でございます。

なお、5ページから12ページにかけて歳入歳出補正予算事項別明細書を、13ページから21ページにかけて補正予算給与費明細書を、22ページに債務負担行為で翌年

度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を掲載しております。

補足説明は、以上でございます。

○議長(鴫田剛君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第4号 令和2年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和3年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第5号 令和3年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算の補足説明を申し上げます。

別冊の令和3年度君津郡市広域市町村圏事務組合予算書一般会計予算の1ページをご覧ください。

第1条は、管理者の説明のとおり、歳入歳出予算の総額を8億5千157万9千円に定めようとするものでございます。

第2条は、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項但し書きの規定により、流用できる経費を定めるものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金1項負担金8億414万5千円は、天羽養護老人ホームの廃止に伴い、現施設の解体に係る経費を計上することによる、関係市負担金の増額、児童発達支援センターの園児数の増加による児童福祉施設給付費負担金の増額、一方、天羽養護老人ホームの廃止に伴い養護老人ホーム措置費負担金、及び老人福祉施設整備費負担金が皆減になり、対前年度比1億313万4千円の減となっております。

次に、2款使用料及び手数料1項使用料2千454万8千円は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる夜間急病診療所の患者数の減少を見込んだ、診療所使用料の減額などにより対前年度比627万9千円の減となっております。

同じく、2款2項手数料3千円は、夜間急病診療所における診断書作成の手数料などでございますが、過去5年以上、情報公開等の開示請求がないことから開示手数料収入千円の計上を見送ったことから対前年度比1千円の減となっております。

次に、3款県支出金1項県委託金79万3千円は、千葉県障害児等療育支援事業として行っているつくしんぼ教室に係る県委託金で、前年度と同額となっております。

次に、4款繰越金1項繰越金2千万円は、令和2年度の歳計剰余金で対前年度比4千500万円の減となっております。

次に、5款諸収入1項組合預金利子1千円は、銀行の預金利子で前年度と同額となっております。

同じく、5款2項雑入202万4千円は、かずさ水道広域連合企業団等、関係市以外の職員に係る職員研修参加負担金の増、広告掲載料を新たに計上したことなどにより、対前年度比15万7千円の増となっております。

次に、6款財産収入1項財産売払収入6万5千円は、天羽養護老人ホームの廃止に伴い不要物品の売却による売払収入で昨年度はなかったものでございます。

予算書の3ページをご覧ください。歳出の主なものをご説明いたします。1款議会費1項議会費1千70万5千円は、一般職人件費の減額により対前年度比31万7千円の減となっております。

次に、2款総務費1項総務管理費3億5千763万2千円は、職員数の減による、一般職人件費の減額、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の職員共同研修を2回に分けて実施することによる増額、天羽養護老人ホームの解体工事費等に係る費用の計上などにより、対前年度比2億2千44万円の増となっております。

同じく、2款2項監査委員費32万6千円は、特別職人件費等で、前年度と同額となっております。

次に、3款民生費1項社会福祉費1千144万3千円は、一般職人件費の減などにより、対前年度比112万4千円の減となっております。

同じく、3款2項児童福祉費2億2千610万3千円は、児童発達支援センターの、平成6年に購入した、園児送迎用バス1台を更新するための費用などにより、対前年度

比2千110万1千円の増となっております。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2億3千537万円は、専用水道等に係る事務を行う職員に会計年度任用職員を充てることによる人件費の減、二次待機施設業務の委託料の見直しによる増などにより、対前年度比120万9千円の増となっております。

次に、5款予備費1項予備費1千万円は、前年度と同額となっております。

なお、天羽養護老人ホームの廃止に伴い、民生費の老人福祉費が皆減となり、対前年度比3億9千550万1千円の減となっております。

なお、5ページから15ページにかけて歳入歳出予算事項別明細書を、16ページから18ページにかけて関係市負担金の内訳を、19ページから28ページにかけて給与費明細書を掲載しております。

補足説明は、以上でございます。

○議長(鴫田剛君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第5号 令和3年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第6号 養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。この条例は、令和3年3月31日をもって天羽養護老人ホームを廃止することに伴い関係条例を整理するもので、本則により、養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止し、附則により、関連する条例の一部改正を行うものでございます。

附則第2項は、組織条例の一部を、附則第3項は、君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例の一部を、附則第4項は、君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正し、養護老人ホームに係る規定を削る改正でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、附則により改正となる条例の新旧対照表につきましては、議案参考資料の6ページから8ページまでに掲載しております。

補足説明は、以上でございます。

○議長(鴫田剛君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

近藤忍君

○2番(近藤忍君) 本条例につきましては、4月1日から施行ということで今年度中に目的を廃止するということですが、1月20日に現在あたご会が建設中の新しい施設を見に行ったところ、まだ回りに外足場があり、外構工事も結構進んでいなかったような印象を受けるのですが、3月中までの間に、確実に引っ越しが終わり、竹岡の方の入居者が居なくなるという工程で進んでいるのか、ご説明いただけますか。

○議長(鴫田剛君) 高岡事務局長

○事務局長(高岡禎暢君) 1月29日に実際現場に行って参りまして、あたご会の方、現場の代理人の方とお話しさせていただきましたが、予定どおりに進んでいると伺っております。以上でございます。

○議長(鴫田剛君) よろしいですか。他にございますか。

○議長(鴫田剛君) ないようでございますので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第6号 養護老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。この条例は、令和2年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、令和3年度以降の一般職の職員等の期末手当の支給率を改定しようとするもので、改正理由が同じことから3本の条例をまとめて改正しようとするものでございます。

第1条による改正は、職員の給与に関する条例の一部改正で、一般職の職員に対する期末手当の支給率及び再任用職員に対する期末手当支給率の読み替え規定を改めるため、第17条第2項及び第3項中の100分の125を100分の127.5に改めようとするものでございます。

第2条による改正は、君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、特定任期付職員に対する期末手当の支給率を改定するため、第7条第2項の読み替え規定中、100分の125を100分の127.5に、100分の165を100分の167.5に改めようとするものでございます。

第3条による改正は、君津郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給率を、一般職の職員と同様の支給率、100分の127.5とするため、第13条第1項の後段を削り、また、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給率を、一般職の職員と同様の支給率、100分の127.5とするため、第22条第1項の読み替え規定を削除するとともに、条文の整理をしようとするもので、この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、新旧対照表は、議案参考資料の9ページから12ページに掲載しております。

補足説明は、以上でございます。

○議長(鴫田剛君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

高岡事務局長。

○事務局長(高岡禎暢君) 議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。この条例は、赴任の定義を明確にするとともに条文の不備を改めようとするものでございます。

改正内容でございますが、第2条第1項第3号の赴任の定義規定の新たに採用された職員に「のうち、本組合の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったもの」を加え、本条例における赴任の定義を明確にしようとするものでございます。

また、同じく同号の赴任の旅費に関し旧在勤庁に、「から新在勤庁」を加えることにより、赴任の対象となる旅費の範囲を明確にし、不備を改めようとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、新旧対照表は、議案参考資料の13ページに掲載しております。

補足説明は、以上でございます。

○議長(鴫田剛君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 質疑がございませんので、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを議題と

いたします。人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決
いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) 鴫田監査委員。

○監査委員(鴫田源一君) 本議案第9号は私に係る案件でございますので、退席の許可
をお願いしたいと思います。

○議長(鴫田剛君) 鴫田監査委員の退席を許可いたします。

(鴫田監査委員 退席)

○議長(鴫田剛君) 議案第9号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任につ
いてを原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。鴫田監査委員
の入場を許可します。

(鴫田監査委員 入場)

○議長(鴫田剛君) ここで、ただいま監査委員に選任されました鴫田監査委員に、就
任のごあいさつをお願いいたします。

鴫田監査委員。

○監査委員(鴫田源一君) ただいま、皆様方のご同意をいただきまして、君津郡市広域
市町村圏事務組合監査委員として、再任をさせていただきました。深くお礼を申し上げ
ます。

私は平成27年2月から監査委員をしておりますが、今後も、適正かつ正確な監査に
努めてまいりますので、皆様のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。挨拶に
代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(鴫田剛君) 次に、議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の
選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により11番佐藤麗子君の退席を求めます。

(11番佐藤麗子君 退席)

○議長(鴫田剛君) 議案第10号については人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鴫田剛君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(鴫田剛君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。11番佐藤麗子君の入場をお願いいたします。

(11番佐藤麗子君 入場)

○議長(鴫田剛君) ここで、ただいま監査委員に選任されました佐藤麗子君に、就任のごあいさつをお願いいたします。

佐藤麗子君

○監査委員(佐藤麗子君) ただいま、皆様方のご同意をいただきまして、君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員に選任をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後は組合の監査委員として、職責の重要性を十分認識いたしまして、厳正かつ公正に全うしていきたいと考えております。

つきましては、皆様方のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが監査委員就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(鴫田剛君) 以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○議長(鴫田剛君) ここで閉会にあたりまして、管理者からあいさつがあります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 令和3年2月組合議会定例会の閉会に際しましてご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、慎重なるご審議をいただきまして、本当にありがとうございます。お陰様をもちまして、提出いたしました議案すべて原案どおり可決いただきまして、重

ねてお礼を申し上げます。

本組合の運営につきまして、今後とも皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(鴫田剛君) 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

◎閉 会

○議長(鴫田剛君) これをもちまして、令和3年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。ご苦勞さまでございました。

午後2時59分 閉会

